

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 115 特定譲渡制限株式(リストラクテッド・ストック)の概要及び会計処理について**

今回は、平成 28 年 4 月(6 月更新)に、経済産業省から公表された『「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引～』(以下、「導入等の手引き」)に示されている、特定譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)の概要及びその会計処理についてご紹介します。

【概要】・・・特定譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)とは、役員等に対して一定期間の譲渡制限が付された現物株式を報酬として付与するものです。このような現物株式を報酬として直接交付することは、長期保有につながり、機関投資家などの株主目線に近づいた、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブ施策になるといえます。欧米企業では、その一定期間中に、勤務条件又は業績条件を付し、条件が満たされない場合には交付した株式が没収される等の設計をすることが一般的であり、これまでに広く活用されてきたストック・オプションに加えて、新しく発展してきている株式報酬制度であるといえます。我が国においては、政府の成長戦略の一つであるコーポレートガバナンス強化の取り組みを背景に、平成 28 年度の税制改正および会社法の解釈の整理を経て実現したものであり、役員向けの株式報酬として今後、活用が期待されているものです。

【会計処理】・・・法人が役員等に報酬債権を付与し、その役員等によるその報酬債権の現物出資と引換えに特定譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)を交付した場合には、その付与した報酬債権相当額を「前払費用等の適当な科目」で資産計上するとともに、現物出資された報酬債権相当額を会社法等の規定に基づき「資本金(及び資本準備金)」として計上します。交付後は、現物出資等された報酬債権相当額のうちその役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間(=譲渡制限期間)を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、費用計上(前払費用等の取崩し)することが考えられます。なお付与した報酬債権相当額のうち譲渡制限解除の条件未達により会社が役員等から株式を無償取得することとなった部分(役員等から役務提供を受けられなかった部分)については、その部分に相当する前払費用等を取崩し、同額を損失処理することなどが考えられます。(「導入等の手引き」Ⅱ.新たな株式報酬の導入・利益連動給与に関する Q&A 参照)

※参考・・・平成 28 年 8 月に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（内閣府令第 55 号）が公布されています。本改正では、リストラクテッド・ストックが役員等に対する報酬の支給の一種であると考えられることから、ストック・オプションを付与する際と同様、第三者割当の定義から除外することとし、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする等とされています（開示府令 19 条 2 項 1 号ヲ、企業内容等開示ガイドライン 5-7）。